

お詫びと訂正

『再開発関係法令集 2010』におきまして、誤りがございました。
お詫びするとともに、次のように訂正いたします。

正誤訂正 149 ページ 都市計画法

誤

(建築等の届出等)

第 58 条の 2 地区計画の区域(再開発等促進区若しくは開発整備促進区(いずれも第 12 条の 5 第 5 項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められている再開発等促進区又は地区整備計画が定められているものに限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

正

(建築等の届出等)

第 58 条の 2 地区計画の区域(再開発等促進区若しくは開発整備促進区(いずれも第 12 条の 5 第 5 項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。)又は地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。